

(社)日本原子力学会 標準委員会 原子燃料サイクル専門部会
第27回 LLW埋設施設検査方法分科会議事録

1. 日時：2019年4月9日(火) 13時30分～17時30分
2. 場所：原子力安全推進協会 13階 3,4会議室
3. 出席者（順不同，敬称略）
 - (出席委員) 河西主査，高尾副主査，村松幹事，鈴木，工藤，鬼澤，中瀬，根本，石橋，枝松，今井，田坂，山本（修）（13名）
 - (欠席委員) 山本（正），久田，仲田（5名）
 - (常時参加者) 東原，斉藤，関口，南，黒沢（5名）
 - (欠席常時参加者) 田村，山岡（2名）
 - (傍聴者) 梅原（1名）
4. 配付資料
 - F15SC27-1 議事次第
 - F15SC27-2 人事について
 - F15SC27-3 第26回 LLW埋設施設検査方法分科会議事録（案）
 - F15SC27-4 埋設施設検査方法分科会コメント対応表
 - F15SC27-5 施設検査方法標準の主な改定点について
 - F15SC27-6 現行標準と標準改定案との比較表：本体
 - F15SC27-7 附属書改訂一覧
 - F15SC27-8 附属書A：法令との関係
 - F15SC27-9 附属書C：本文比較表
 - F15SC27-10 附属書C：ピット処分施設 関連図表比較表
 - F15SC27-11 附属書C：トレンチ処分施設 関連図表比較表
 - F15SC27-12 附属書C：附属施設 関連図表比較表
 - F15SC27-13 附属書E：技術的要件及び検査項目の確認
 - F15SC27-14 その他の附属書案
 - F15SC27-15 解説案
 - F15SC27-16 専門部会中間報告に向けた対応
 - F15SC27-参考資料 1 ピット処分及びトレンチ処分に係る規制基準等の改正方針案について
5. 議事
 - (1) 出席者及び資料確認
 - 村松幹事より，委員総数17名中13名の出席があり，分科会の成立要件を満たしている旨の報告があった。また，第27回分科会の配布資料の確認が行われた。
 - (2) 人事案件
 - 村松幹事より，F15SC27-2に基づいて，委員の選任1名について紹介され決議に

より了承された。委員の退任2名について報告された。委員の退任に伴い、新たな幹事について主査及び副主査により指名された。常時参加者1名について紹介され主査により了承された。

人事についての詳細は以下の通り。

- 1) 委員の選任
梅原 隆司（原子力安全推進協会）
- 2) 委員の退任
川上 泰（原子力安全研究協会）
村松 貴史（原子力安全推進協会）
- 3) 幹事の指名
梅原 隆司（原子力安全推進協会）
- 4) 常時参加者の登録
村松 貴史（原子力安全推進協会）
- 5) 常時参加者の登録解除
河田 陽介（三菱マテリアル）

(3) 前回議事録の確認

村松幹事より、F15SC27-3に基づき第26回の議事録案について紹介され、分科会にて最終議事録として承認された。

(4) 施設検査標準の改定について

F15SC27-4から-6に基づき、黒沢常時参加者より施設検査方法標準本体の前回分科会コメントを反映した変更案及び全体構成について説明された。また、15SC27-8から-12に基づき、黒沢常時参加者から附属書A、附属書Cの変更案及び構成案について説明された。

標準本体案については、現行標準との比較表にて説明がなされ、変更点の確認や他標準との整合の観点で質疑がなされた。また、附属書案については、今までの分科会コメントの反映状況が説明され、今回の分科会のコメントを反映して修正を行うこととなった。

主な質疑は以下の通り。

○主な改定点について（F15SC27-5）

- ・ p2 許可基準規則から基本安全機能の抽出に関する表の記載方法で、「附属施設」と「機器・配管系」で2段に分かれているが、「附属施設」に含まれると思われるため修正すること。（河西主査）
→ 拝承。（実線を破線に変更。）
- ・ p5 「附属施設」の取り扱いについて、書きすぎではないか。（高尾副主査）
→ 将来的にトレンチでも受入施設が必要になった場合においても、取り扱える形式の記載とする。「必要に応じて」を記載している。全てが必ずある場合の記載とならないよう記載している。（黒沢常時参加者）
→ 本標準内での「附属施設」の扱いは、事業者が事業を行う際に制限とならな

いよう、裕度をもたせた記載とする必要がある。(河西主査)

・「附属施設」について、JAEA ではトレンチでも受入施設を設けていることから今後設定することも考えられる。

→今後のトレンチについて、受入施設を設けた場合でも組み換えにより読める形式の記載としている。(黒沢常時参加者)

本文改定について (F15SC27-4, F15SC27-6)

・ p16 「ピット充填材」については、これまでの分科会にて材料、部位等について議論してきたかと思いますが、それらを含めて最終的な記載となっているということでしょうか。(村松幹事)

→そのとおりです。(黒沢常時参加者)

・「ピット充填材」について、施設検査標準と埋設後管理標準ではどのように整合はとれているか。(河西主査)

→埋設後管理標準は L2・L3 の標準については発行済みのため、用語の定義について相違がある場合には次回の改定で整合をとることとする。(関口常時参加者)

・ p7 「廃棄物埋設地」の用語説明について、現行標準と説明の記載および注記が異なるが。特に「人工バリア」を設置するというのは、トレンチにも当てはまるのか。(高尾副主査)

→埋設後管理標準と同様の記載である。トレンチ処分にも人工バリアを付加する考え方を排除しないという観点からの記載である。(関口常時参加者)

→本標準では、トレンチに人工バリアを付加する場合もあるという意味合いで標準を同様の記載としている。(黒沢常時参加者)

・現状の標準で対象としている廃棄物には JAEA 殿の研究所廃棄物は対象としていないはずですので、研究所廃棄物の埋設施設の考え方を参照する必要があるのか。その場合には対象とすると記載しなくてはならない。(高尾副主査)

→埋設後管理標準では、研究所廃棄物は正式的に対象としていないため、記載はしていないが、参考にはなるという認識である。(関口常時参加者)

→「人工バリア」について、新規制基準骨子案で明確に定義されていけば改善されるだろう。今後の動向を確認しつつ再度検討する。(河西主査)

・ p8 「覆土」の定義で「土砂などで覆った部位」としているため、「覆土材」についても「土砂など」と整合を取った方がいいのではないか。(田坂委員)

→ここでの記載は埋設後管理標準でも同様の記載となっており、「覆土材」については、原材料(土砂、ベントナイトなど)を使用する場合と複数の材料を混合して使用する場合を想定している。(関口常時参加者)

→将来的に考えて変更する箇所とそうでない箇所の経緯を確認することが困難となることが予想されるため、現行標準の記載内容で問題ないため変更しないこととする。

・「覆土」の記載については、埋設後管理標準も整合をとる必要がある。(河西主査)

→記載内容については、今後の改定で修正していけば問題ない。(関口常時参加者)

○附属書 A について (F15SC27-8)

- ・表の記載方法について、許可基準に対してどの施設が対象であるかが不透明である。対象となる施設をカッコ書きで記載してはどうか。(河西主査)
- 拝承。対象となる施設を記載する。(黒沢常時参加者)
- ・本附属書については、許可基準規則に対する本標準の該当箇所の整理ではないのか。(根本委員)
- 基本許可基準に対する本標準の該当箇所を記載している。(黒沢常時参加者)
- 埋設後管理標準でも規則との関係を附属書で記載しているが、規定を法令の記載から埋設後管理標準の管理措置を記載している。(関口常時参加者)
- ・表(の注記の記載方法について)については、1つの表に注記は1つの記載でよいのではないか。(関口常時参加者)
- 標準作成のガイドラインを確認の上、修正する。(黒沢常時参加者)
- ・遮蔽、閉じ込め、移行抑制で求められる「力学的安定性」の観点からだと第四条、第五条、第六条との関係性を本標準で記載するべきではないか。(南常時参加者)
- 上記の基準と標準での対応を再整理すること。(河西主査)

○附属書 C について (F15SC27-9, F15SC27-10, F15SC27-11, F15SC27-12)

- ・図 C8 と表 C3 で「移行抑制」において、埋設段階の記載の整合が取れていないが、現行標準から変更していないとの理解でいいか。(村松幹事)
- 許可基準規則では埋設段階も移行抑制機能を求められるため、図 C8 では記載しているが、施設検査標準では人工構造物のみを検査対象としているため、表 C3 では記載していない。(黒沢常時参加者)
- それらの理由が解説に記載があるか。(村松幹事)
- 確認する。(黒沢常時参加者)

(5) 規制基準等の改正方針案について (F15SC27-参考資料1)

村松幹事より、F15SC27-参考資料1の資料を用いてピット処分及びトレンチ処分に係る規制基準等の改正方針案について紹介あった。特に質問等はなかった。

(6) その他

1) 次回分科会の開催について

村松幹事より、次回(第28回)分科会は、改めて日程について事務局から連絡することとした。

以上